

市職員の給与などを公表

「地方公務員法」と「狭山市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」に基づき、職員の給与や職員数などの状況をお知らせします。

地方公務員法では、職員の給与、勤務時間、服務など、運営状況の公表を定めています



1. 職員の給与 職員の給与や報酬、平均給与など

●3年度人件費(普通会計決算)

住民基本台帳人口	歳出額(A)	実質収支※1	人件費(B)	人件費率(B/A)
149,692人 (4年1月1日現在)	53,802,237千円	2,634,937千円	7,906,412千円	14.7%

※1 歳入歳出差引額から翌年度へ繰り越すべき財源を控除した額

●3年度職員給与費(普通会計決算)

職員数 ※2(A)	給与費※3				1人当たりの 給与費(B/A)
	給料	職員手当※4	期末勤勉手当	計(B)	
797人	2,906,734千円	833,935千円	1,220,318千円	4,960,987千円	6,225千円

※2 3年4月1日現在。再任用短時間勤務職員は含みません

※3 再任用短時間勤務職員を含みます ※4 退職手当は含みません

●一般行政職の級別職員数

区分	級別									計
	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	計	
標準的な職務	主事補 技師補	主事 技師	主任	主査	主幹	課長	次長	部長	—	—
職員数	49人	121人	71人	114人	93人	58人	14人	11人	531人	—
構成比	9.2%	22.8%	13.4%	21.5%	17.5%	10.9%	2.6%	2.1%	100.0%	—

※狭山市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数(税務職、福祉職、教育公務員、技能労務職、企業職は含みません)

●3年度職員手当の状況

区分	内容	1人当たり支給年額
期末・勤勉手当	期末手当2.4月分、勤勉手当1.9月分 ※職務の級などによる加算措置あり	1,551,000円
地域手当	給料、扶養手当および管理職手当の総額の12%	442,605円
特殊勤務手当	特殊、不快、著しく危険などの業務に従事する職員に対して支給	31,725円
扶養手当	①配偶者6,500円 ②子10,000円 ③親など6,500円	211,857円
住居手当	借家など…家賃に応じて支給(最高28,000円)	305,756円
通勤手当	①電車など…運賃相当額 ②車など…通勤距離に応じた額	71,605円
管理職手当	管理・監督の地位にある職員に支給	543,057円
時間外勤務手当	正規の勤務時間以外に勤務したときに支給(管理職を除く)	297,802円

●特別職の報酬など

職	給料・報酬	期末手当	退職手当	
			給料月額(円)×在職月数×0.4025	給料月額(円)×在職月数×0.23
市長	970,000円	4.2月分	給料月額(円)×在職月数×0.4025	給料月額(円)×在職月数×0.23
副市長	815,000円			
教育長	750,000円			
議長	510,000円	4.2月分	給料月額(円)×在職月数×0.4025	給料月額(円)×在職月数×0.23
副議長	460,000円			
常任委員長・ 議会運営委員長	450,000円			
議員	440,000円			

●職員(一般行政職)の初任給

区分	狭山市	国
大学卒	188,700円	182,200円
高校卒	160,100円	150,600円

●職員の平均年齢・平均給料月額

区分	平均年齢	平均給料月額
一般行政職	41.7歳	313,600円
技能労務職	56.7歳	349,500円

●3年度 ラスパイレス指数※5

一般行政職	技能労務職
100.6	122.1

※5 国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数

●特別職の報酬など

●職員の退職手当

区分	支給率	
	自己都合	勤奨・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.270750月分
勤続35年	39.7575月分	47.709000月分
最高限度額	47.7090月分	47.709000月分

※支給率は、県市町村総合事務組合の支給条例に基づくものです

2. 職員の任免と職員数 職員の採用・退職や昇任、職員数など

●職員の採用・退職者

区分	事務職	技術職	福祉・医療職	教育職	技能労務職	小計	再任用	合計
退職	20人	6人	7人	5人	2人	40人	14人	54人
採用	19人	4人	8人	5人	0人	36人	14人	50人
職員数	530人	103人	185人	21人	23人	862人	62人	924人

※退職は3年度、採用・職員数は4年4月1日現在

●昇任の状況

区分	男	女
部長昇任者	4人	2人
次長昇任者	9人	0人
課長昇任者	11人	6人
主幹昇任者	13人	12人

●部門別職員数と主な増減理由

(各年4月1日現在、単位:人)

部門	職員数		対前年 増減数	主な増減理由	
	3年	4年			
普通会計	議会	8	8	0	
	総務	188	195	7	組織改正による部門間の異動
	税務	50	49	▲1	事務量の見直し
	民生	245	246	1	組織改正による部門間の異動
	衛生	70	74	4	事務量の増加
	労働	7	8	1	事務量の増加
	農林水産	13	13	0	
	商工	7	7	0	
	土木	103	93	▲10	組織改正による部門間の異動
	計	691	693	2	
公営企業等会計	教育	105	103	▲2	組織改正による部門間の異動
	消防	1	1	0	
	小計	797	797	0	
	水道	26	25	▲1	事務量の見直し
	下水道	23	21	▲2	事務量の見直し
	その他	44	43	▲1	事務量の見直し
	小計	93	89	▲4	
合計	890 (972)	886 (972)	▲4 (0)		

※再任用短時間勤務職員は含みません。合計欄の()内は、条例定数の合計です

●年齢別職員構成の状況

区分	職員数
20歳未満	1人
20～23歳	68人
24～27歳	104人
28～31歳	109人
32～35歳	83人
36～39歳	64人
40～43歳	62人
44～47歳	60人
48～51歳	102人
52～55歳	108人
56～59歳	99人
60歳以上	26人
計	886人

※再任用短時間勤務職員は含みません

●会計年度任用職員の状況

フルタイム勤務	52人
---------	-----

3. 職員の勤務時間、その他の勤務条件 標準的な勤務時間や休暇制度など

●勤務時間の概要(標準的なもの)

月～金曜日、8時30分～17時15分(7時間45分勤務)

●年次有給休暇平均取得日数(3年1月～12月)

平均取得日数	12.6日
--------	-------

●休暇制度の概要・種類

- ▶有給休暇…年次有給休暇、病欠休暇、特別休暇(産前産後、子の看護、忌引、結婚など)
- ▶無給休暇…介護休暇、組合休暇、育児休業、部分休業、配偶者同行休業

●3年度育児休業・部分休業取得者数

育児休業	39人
部分休業	20人

4. 研修、人事評価の認定 研修と人事評価の認定方法

●研修の概要

3年度は、職務に応じた基本研修や外部教育機関への派遣研修など55コース延べ768人が受講しました。

●職員の人事評価の認定の状況(業績評価:9月と3月に実施、能力評価:9月に実施)

3年度の人事評価の認定は、全職員を対象に、業績評価と能力評価に対し、それぞれ5段階で実施しました。認定結果は、勤勉手当と昇任などに活用しました。

5. 分限・懲戒処分 心身の故障や一定の義務違反に対する免職や休職など

3年度に分限(休職)処分を受けた職員は10人です。また、懲戒処分を受けた職員はいません。

6. 勤務条件に関する措置の要求と不利益処分に関する不服申し立て

3年度の勤務条件に関する措置の要求、不利益処分に関する不服申し立て、職員の苦情の申し出および相談はありませんでした。

詳細は市公式ホームページで公表しています

問合せ 職員課へ内線3512